

—役員給与—

事前確定届出給与の損金算入

□役員給与の損金不算入

平成18年度の税制改正において、役員給与に関する大幅な改正が行われ、役員に対する給与（退職給与、使用人兼務役員に対する使用人分給与等は除きます）のうち、次の①から③以外のものについては損金不算入とされました。

- ① 定期同額の給与
- ② 事前確定届出給与
- ③ 利益連動給与で一定のもの

なお、この規定は、平成18年4月1日以降に開始する事業年度から適用されることになります。

□事前確定届出給与

損金の額に算入することができる役員に対する事前確定届出給与とは、その役員の職務について、所定の時期に、確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、所轄税務署長に対して、事前に届出をしているものとされています。

これによって、役員に対して毎月の給与（定期同額給与）の他に、たとえば、夏と冬のボーナスの時期に増額して支給する給与について、従来は、役員賞与として損金不算入とされていましたが、事前に届出が行われていれば、損金算入が可能となりました。

また、毎月支給しないで、四半期ごとに支給する給与等についても、事前に届出が行われていれば、損金算入が可能です。

□届出期限

事前確定届出給与に関する届出の期限は、①給与に係る職務の執行を開始する日、②事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日、（たとえば、3月決算法人であれば、6月30日）の、いずれか早い日とされています。

ただし、平成18年4月1日以降最初に開始する事業年度において、届出期限が3月を経過する以前となる場合には、その届出期限は3月を



○8月4日は箸の日。稲作発祥の地アッサム地方やメコン川のデルタ地帯の米は、パサパサなので手づかみでも食べられるが、中国経由の粘り気のある米には箸が必要だった。古来日本も神への供物を扱うとき以外、一般の人々は手食だったが、奈良時代、遣隋使の小野妹子が箸を使う食事作法を学んで帰国し、聖徳太子を説いて、後、上層階級から普及した。



経過する日とされています。

□届出事項

事前確定届出給与に関する届出事項は、①支給対象者の氏名・役職名、②支給時期・各支給時期ごとの支給金額、③支給時期・支給金額を定めた日・その定めを行った機関等、④職務執行開始日、⑤定期同額給与をあわせて支給する場合には、定期同額給与の支給時期・支給金額、⑥他の役員に対する給与の支給時期・支給金額等多岐にわたっています。

□過大役員給与の損金不算入

事前確定届出給与について、事前にきちんと届出が行われており、それに基づいて支給した場合であっても、不相当に高額な部分の金額については、損金不算入となりますので、注意する必要があります。

なお、不相当に高額な部分の金額は、①その役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種類規模法人の役員に対する給与の支給の状況等に照らし、その役員に対する対価として相当であると認められる金額を超える部分の金額（実質基準）、②定款の規定・株主総会の決議等で定める限度額（形式基準）の、いずれか多い金額とされています。